

島根県臨床心理士・公認心理師協会規約

第1章 名称

第1条 本会は、島根県臨床心理士・公認心理師協会と称する。

第2章 事務局

第2条 本会は事務局を理事会が決定する場所に置く。事務局は、島根県松江市西嫁島 2 丁目 7 番地 7 Mオフィス におく。

第3章 目的

第3条 本会は心理臨床の各分野における、専門知識・技術の向上を図り、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士（以下「臨床心理士」という。）及び公認心理師の資質の向上に努め、人々の心の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4章 事業

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の資質・技術向上のための研修会の開催。
2. 会員が本会の運営に関して審議する年次の会合(総会と呼ぶ)の開催。
3. 会員の身分の安定を図るための諸活動。
4. 会員相互の連携、協力および情報交換、親睦増進のための諸活動。
5. 関連諸団体および諸学会の主催する諸事業についての協力と発展に資するための諸事業。
6. 機関誌、名簿、その他の刊行。
7. その他必要な事業および活動。

第5章 会員

第5条 本会の会員は正会員、準会員、学生会員、および特別会員で構成される。学生会員ならびに特別会員については、別に定める内規によるものとする。

第6条 正会員は島根県に居住または勤務地を有する臨床心理士及び公認心理師で第9条の規定により入会した者とする。

第7条 準会員は、下記のいずれかに該当し、第9条の規定により入会した者とする。

1. 臨床心理士または公認心理師の資格を有し、他の都道府県臨床心理士または公認心理師の団体に登録している者

2. 臨床心理士の受験資格を有する者
3. その他現在心理臨床業務に携わっている者で、理事会による承認を受けた者
4. その他内規に定めるところの者
 - 2 準会員の資格は、所定の期日までに会費を納入することにより、1 年間更新する。
なお、 期日までに年会費が支払われず、会費納入の督促にも応じない場合、退会したものとみなす。

第8条 会員は、本会の主催する事業活動に参加することができ、本会の発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。

ただし準会員、学生会員および特別会員は会の運営に参加することはできない。

第9条 正会員として入会を希望する者は、所定の申込用紙により申し込み、理事会の承認を得るものとする。

2 準会員として入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、所定の申込用紙により申し込み、理事会の承認を得るものとする。

第10条 正会員は、細則にて定める正会員会費を納入しなければならない。

2 準会員は、細則にて定める準会員会費を納入しなければならない。

3 学生会員は、細則にて定める学生会員会費を納入しなければならない。

第11条 本会の会員は、別に定める「倫理規程」を厳守しなければならない。

第12条 会員は、所定の退会届を提出することによりいつでも退会できる。

第13条 本会会長は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、倫理規程に基づき理事会の承認を得て除名することができる。

1. この規約その他の規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他の除名をすべき正当な理由があるとき。

2 本会会長は、前項の規定によって会員を除名した場合は会報に氏名を公表し、総会においてその経過について報告をしなければならない。

第14条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の滞納額の合計が、会費の3年分以上になったとき。
2. 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。

- 第 15 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は、その会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 6 章 組織

- 第 16 条 本会には次の役員を置く。任期は 2 年で再任は妨げないが、2 期までとする。役員に事故ある時は残任期間を理事会において選任し引き継ぐ。日本臨床心理士会地方区代議員は会長が推薦する。
1. 会長 1 名
 2. 副会長 2 名
 3. 事務局長 1 名
 4. 理事 10 名前後
 5. 会計監事 2 名

- 第 17 条 理事は総会において正会員の中から選出し、会長、副会長、事務局長は理事の互選によって決定される。

第 7 章 運営

- 第 18 条 会長は本会を代表して、会務を統括する。
- 第 19 条 副会長は会長を補佐する。会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 20 条 事務局長は、会長のもとに会務会計を執行する。
- 2 事務局長は、事務遂行のために事務局を組織する。
 - 3 事務局は、研修会の準備、通信、会報作成、会計などの会務を担当する。
- 第 21 条 理事は、理事会を構成し、会の事業活動について協議し実施する。
- 第 22 条 理事会は、会長がこれを招集する。
- 第 23 条 本会の運営経費は、会員の会費および寄付金による。
- 第 24 条 本会の事業年度及び会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 総会

- 第 25 条 本会は総会を年 1 回以上開催する。

第 26 条 総会は、会長がこれを招集する。

第 27 条 総会は正会員で構成され、必要事項を審議する。

2 総会は、委任状を含め正会員の過半数の出席で成立する。

3 正会員は、委任状をもって他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

4 総会の議長は出席者の中から選出する。

5 総会の議決は、出席した正会員の議決権（委任状に基づき行使される議決権を含む。）の過半数の賛成をもって決定される。可否同数の場合は議長の決めるところによる。

第 28 条 理事会は、総会に前年度の事業報告と次年度の事業計画を提出し承認を得る。

第 29 条 事務局長は、総会に前年度決算報告と次年度の予算計画を提出し承認を得る。

第 9 章 雑則

第 30 条 本会の運営を、明細化するため、別に細則または内規を定めることができる。

2 会費に関する細則以外の細則及び内規は、理事会において決定され、執行される。

3 会費に関する細則の改廃は、総会において決定される。

第 31 条 本規約の改廃は、総会において出席した正会員の議決権（委任状に基づき行使される議決権を含む。）の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定される。

附則

1. 本規約は、平成 14 年 4 月 5 日より発効する。これにより旧会則(平成 4 年 11 月 18 日制定)は廃止する。

2. 理事会は、「倫理規程」により倫理委員会を設ける。

3. 本規約は、平成 17 年 4 月 10 日より施行する。

4. 平成 18 年 4 月 23 日一部改正

5. 平成 19 年 4 月 22 日一部改正

6. 平成 21 年 4 月 19 日一部改正

7. 平成 25 年 4 月 21 日一部改正

8. 平成 31 年 4 月 21 日一部改正

9. 令和 4 年 5 月 29 日一部改正

なお、この会の設立年月日は平成 4 年 11 月 18 日である。